



2024年10月17日

各 位

会社名 トラストホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 山川修
(コード番号: 3286 東証グロース・福証Q-Board)
問合せ先 経営企画部長 佐々木貴史
(TEL. 092-437-8944)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2024年10月17日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

| | |
|------------------|---|
| (1) 処分期日 | 2024年11月11日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 26,964 株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき 802 円 |
| (4) 処分総額 | 21,625,128 円 |
| (5) 処分予定先 | 当社取締役（業務執行取締役）4名 12,766 株 当社子会社取締役 8名 14,198 株 |
| (6) その他の | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年9月10日開催の取締役会において、当社の取締役（業務執行取締役に限定するものとします。以下「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様とのさらなる価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」という。）を導入することを決議いたしました。また、2021年9月28日開催の第8期定時株主総会において、本株式報酬制度を導入すること、金銭報酬とは別枠で、本株式報酬制度に基づき譲渡制限付株式の交付のために対象取締役に対して年額1億円以内の金銭報酬債権を支給すること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本株式報酬制度の概要につきましては、以下のとおりです。

【本株式報酬制度の概要】

対象取締役は、本株式報酬制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本株式報酬制度により、当社が新たに発行又は処分する当社の普通株式の総数は年60,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日における取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

本株式報酬制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取

締役会で定める地位を退任又は退職するまでの間としております。また、本株式報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、① 対象取締役は、譲渡制限期間中、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどの内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

なお、当社子会社取締役に対しても、本株式報酬制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度（本株式報酬制度とあわせて、以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本自己株式処分は、本制度の一環として、対象取締役及び当社子会社取締役（これらを称して、以下「対象取締役等」という。）を対象に実施されるものです。

今般、本制度の目的、当社グループの業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の合計額を 21,625,128 円（以下「本金銭報酬債権」という。また、このうち、対象取締役に対する金銭報酬債権の合計は 10,238,332 円です。）、本割当株式の数を 26,964 株（このうち、対象取締役に対する本割当株式の数は 12,766 株です。）といったしました。本制度に基づき対象取締役等が本金銭報酬債権の全部を出資財産として現物出資することで、本自己株式処分を行うこととなります。

3. 講渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結しますが、その概要是、以下のとおりです。

(1) 講渡制限期間

対象取締役等は、本割当契約により割当てを受けた日から当社又は当社の子会社の取締役その他当社の取締役会で定めるいずれの地位をも退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないことといたします（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 講渡制限の解除

当社は、対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

但し、対象取締役等が譲渡制限期間中に死亡又は当社の取締役会が正当と認める理由により上記の地位を全て退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を合理的に調整したうえで、譲渡制限を解除します。

(3) 講渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。また、対象取締役等が当社又は当社の子会社の取締役その他当社の取締役会で定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会とします。）で承認される場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間について当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することといたします。また、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとします。

(5) 本割当株式の管理

対象取締役等は、東洋証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2024年10月16日）の東京証券取引所における当社株式の終値である802円としております。これは、取締役会決議日直前の市場価格であるため、算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、特に有利な処分価額には該当しないものと考えております。

以上